

建設経済常任委員会（9月24日）

開会（8：59）

○須崎委員長職務代理 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

会議に先立ちまして、池谷和正委員長及び川島 要副委員長から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

正副委員長が欠席になりましたので、焼津市議会委員会条例第12条第2項の規定により、年長委員の私が代理で行いますので、よろしく願いいたします。

当委員会に付託された議案は10件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、交流推進部、建設部、都市政策部、水道部として進めたいと思うが、御異議ないか。（異議なし）

交流推進部所管の議案の審査に入る。

認第14号「平成30年度焼津市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○藁科委員 少し確認をさせていただきます。

先ほど、維持管理費の増額についての御説明がございました。破損からの増額がございまして、概要報告書145ページの一般委託実績という項目を参照するわけなんですけど、その中に新井戸に向けての調査、また、物理探査等々、費用が計上されて執行されているかと思いますが、この実施されました状況、今どういう状況になっているか、お聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山下観光交流課長 昨年度行いました一般委託料の増額分でございますが昨年度6月補正で承認をいただきまして増額して、故障した高草1号井の調査と新井戸掘削に向けた調査委託を行っております。

新井戸掘削に向けた調査委託につきましては2件行っておりまして、1件につきましては市内の温泉湧出可能性調査ということで、市内で湧出可能性のある個所を8カ所に絞りまして、その中から次の調査で物理探査調査を行いまして、より可能性のある掘削予定地の調査を行ったものであります。

その結果、新しい掘削予定地をサンライフ焼津の第2駐車場のほうに候補地を絞りまして、現在、その箇所を掘削の候補地として来年の令和2年度中の掘削完了に向けて準備を進めているところでございます。

○藁科委員 調査の結果の今後の進展方向が今御説明をいただいたわけなんですけど、サンライフ焼津の駐車場ということで、そうしますと焼津黒潮温泉の今の一般配管ルートと遜色なく今後も実施をされていくかと思うんですけど、実際、探査の結果、どの程度の掘削、今の高井1号が1,500メートルくらいですね。そういう深さ的な、調査結果としてどれぐらいの掘削をしていくのか、また、結果をまとめた結果、今後ぐらいの湧出量が推定できるのか、その辺まではおわかりになりますでしょうか。もし、御説明できましたらお願いいたします。

○山下観光交流課長 昨年度行いました物理探査の結果につきましては、より湧出量が期待できる場所を選定したわけですが、その湯量につきましては、実際には1,500メートルを掘った後、掘り進める中で揚湯調査というものを実施する中で明らかになってくるということで東海ガスのほうから伺っております。ですので、実際どれくらい出るかというところは、まだ未確定ではございますが、こちらの見込みとしては、これから、今年度、静岡県環境審議会温泉部会のほうに諮っていくわけですが、その申請の中では、最低でも現在1号井から出て、1号井と50号井から供給しているのは300トンですので、それ以上は出るものと踏んでおりますが、500トン前後出るのではないかという、これは期待値ではございますが、500トン前後の湧出量があるものと期待しているところでございます。

○藁科委員 ありがとうございます。了解しました。

○杉崎委員 今の関係なんですけれども、東海ガスさんの話が出ただけけれども、もし、そこで実際に温泉事業というか、くみ入れて配管等のことをやるとなると、やっぱり東海さんの関係が出てくるんですか、これも。

○山下観光交流課長 東海ガスさんとは、鉱業権を持っているのは東海ガスさんでありまして、井戸を掘ることについては東海ガスさんの協力をいただいて進めることとなっております。ですので、現在の維持管理も行っておりますが、東海ガスと連携を密にして現在進めているところでございます。

○杉崎委員 要するに、そこにかかるお金に関しては、じゃ、焼津市が全部出して、仮にガスが出た場合、それは、供給するガスの量じゃないにしても、どこかへ放出しなきゃならないですよね。そういうときも、東海ガスさんがその分を、じゃ、負担しますよとか、何かそういうお金のやりとりのことも今、構想の中にあるんでしょうか。

○山下観光交流課長 掘削費用につきましては、まだ、東海ガスさんと調整中でございますので、今後、来年度予算の中でまた御審議いただくことになるかと思っております。

○杉崎委員 ガスが仮に出た場合というのは。

○山下観光交流課長 当然、ガスも温泉と一緒に出てくるのがかなり予想されますので、ガスの量によっても二次利用というんですか再利用によって、例えば、発電をして、それをポンプの電源として使うとか、そういった可能性がありますので、そうしたことによってコストも下がりますし、東海ガスさんがそのガスを利用して何か事業を興せば、その分のコストの削減もできるかと思っておりますので、そういったことも含めまして、現在、費用についてはまだ協議中でございます。

○須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第14号「平成30年度焼津市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○須崎委員長職務代理 議第76号「令和元年度焼津市温泉事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 増井委員 先ほど、41、44号井の廃井のためにといったお話がありました。それぞれ状況が違うと思いますので、例えば、41号井がどのぐらい、44号井がどのぐらいの要はお金がかかるといった内訳がわかれば教えていただきたいです。
- 山下観光交流課長 内訳の費用でございますが、44号井、41号井は、ともに税抜きで700万円プラス消費税という形ですが、若干、41号井のほうは20万円ぐらい余計にかかる試算でございます。

以上です。

- 増井委員 わかりました。ありがとうございます。
- 秋山委員 廃坑にすることによる周辺への影響ですとか、どういった状況なのか、もう少し具体的に教えてください。
- 山下観光交流課長 今回、高草41号井と44号井を廃坑する理由のお尋ねだと思いますけれども、あと、周辺への影響ということだと思いますが、温泉をこれから静岡県環境審議会温泉部会のほうに掘削について許可を、今年度の第3回の部会の中で諮っていくんですけども、その過程で、新しい井戸を掘ることについて、まず許可を得るに当たって、静岡県環境審議会温泉部会のほうでは、静岡県が定めております静岡県温泉保護対策要綱というのがございまして、その中の要件として、既存井戸から200メートル以内に新しい井戸を掘ることについて制限がございます。ですので、今回、掘削予定地と決定しておりますサンライフ焼津の第2駐車場、場所的には中港と駅北を結ぶ地下道、海側から行くと左側のところになるんですけども、しおさい側といいますか、そこから線路をまたいだところに41号井と44号井がございまして、そこまでの距離が200メートルの範囲内ということになっております。ですので、200メートルの中にある現在使っていない古い41号井と44号井については廃坑に、ことししなくても現在、休止中がございますので、いずれは廃坑の措置が必要ということもありまして、今回、新しい井戸の申請をスムーズに進めるために、事前に廃坑にしようと考えたものでございます。

廃坑に伴う影響につきましては、現在、休止中で給湯している施設ではございませんので、ただ、41号井につきましては、現在の50号井に非常に近接したところに、同じ敷地内に井戸がございまして、廃坑によって既存の50号井に影響が出ないように慎重に廃坑作業を進めようと考えているところでございます。

以上です。

- 秋山委員 了解。
- 須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第76号「令和元年度焼津市温泉事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 須崎委員長職務代理 以上で交流推進部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩(9:21~9:23)

○須崎委員長職務代理 会議を再開する。

建設部所管の議案の審査に入る。

認第15号「平成30年度焼津市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 これ、指定管理になっているものだから、直接的には市のほうの管理とは言いにくいかもしれないんだけど、ここの台数なんですけど、小石川のほうが1万2,000台強、駅北のほうが1万4,000台強になっているんですが、駐車場の稼働率という視点でいくとどんなものなのか、もし、わかったら教えてください。

○白石道路課長 稼働率でございますが、焼津駅北口駐車場は約20%で、焼津市小石川駐車場は約12%であると、指定管理者から報告を受けております。

以上でございます。

○杉崎委員 ありがとうございます。

○須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第15号「平成30年度焼津市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○須崎委員長職務代理 認第18号「平成30年度焼津市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉崎委員 歳入と歳出を一緒に質疑させていただきますけど、1つの関係なので。1款1項2目、工事発注材売払収入、要するに、南側での4事業のという話で、今、この収入の中に売り払いが6万5,000立米ってお話があったと思うんですが、概要説明書の173ページ、12番目を見ますと、それは排除土量のほうなのかなと思う。この養浜で売ったという下の養浜土量を見ると1万7,638立米になっているんだけど、ここを説明していただけますか。

○久保山大井川港管理事務所長 まず最初に、歳入歳出決算書381ページの工事発生土売払収入5,339万3,040円につきましては、6万5,050立米を売り払ったものの収入でございます。ここに主要施策概要報告書にあります土砂回り込み、土砂排除工事、第1期工事、第2期工事というのは、この6万5,050立米にかかわる土砂の掘削の仕事を我々が外注を出して、それを今度は引き取りに来た業者がそれを買っていくものですから、そこで仕事というか、業務のほうが分かれている状況ですけれども。こちらの概要説明書のほうは、掘削のみの仕事をしていただいていると。掘削した土砂を、それを買っていく業者はまた別にあるということです。

- 杉崎委員 そうすると、この下の海岸養浜工事の1万7,638立米というのは、これは歳出のほうだものだから話が別なのかもしれないけど、それは養浜って書いてある。これはどういう勘定で歳入へ入ってくるんですか。歳入というか、歳出の話歳入というとおかしい。それじゃ、385ページも関連しているもので、ここの2款1項1目の養浜事業費、今、南防波堤のほうを北のほうに移したよと、それにかかる費用だよというのを5,335万円って出ていますよね。これは、要するに、工事で運んだ費用というのはわかるんだけど、養浜事業の今、ここのところへ出ている1万7,000と、それじゃ、どういう関係になるのかというのを。
- 久保山大井川港管理事務所長 売り払いをした5,300万円余の、それを財源にしまして、その財源を使って掘削にかかわるものが2期の工事を出しております。プラス、海岸保全事業費3,400万円というのを出しておりますけれども、その財源が、この売り払ったものを財源としているということでございます。売り払ったものを財源にして掘削もするし、それを吉永地区に運搬してという、やる財源としてもう一回やっているんですけども。養浜をしているということです。
- 杉崎委員 市のほうも別じゃない。
- 久保山大井川港管理事務所長 6万5,000立米はとって、それは違う業者さんに売り払います。それを財源にしまして、また、その財源の範囲内のお金を使って1万7,000立米に今回なりましたけれども、それをまた掘削をして、今度は吉永海岸に持っていきます。
- 杉崎委員 済みません。何となくそれはわかったんだけど、突っ込んでもらわんとわからないかもしれないね。わかりました。それじゃ、結局、歳出で出ている養浜事業費というのは、あくまでも、要は養浜として持ってきた砂をまた、もとへ返すじゃなくて、北のほうに戻してあげたよと、簡単に言えば。その戻した量というのは、これからいうと1万7,638立米ということでいいですか。
- 久保山大井川港管理事務所長 陸から持っていっている分が1万7,000を持っていっております。航路の浚渫、泊地の浚渫というのも行っていて、その分も大井川港からという考え方で国のほうには認めていただいて、それも含めて持っていっていますので、昨年の実績でいきますと、約10万立米ほどの土を北側の海岸の保全のために養浜をしているという状況でございます。
- 杉崎委員 ありがとうございます。結局、砂を売るだけじゃなくて、もとへも返しているよという話になるかね。そこをやっぱり一番心配しているところだから、ありがとうございます。

もう一つ、連続でいいですか。歳出のほうの1款1項1目の中に大井川港活性化推進事業費の中で客船誘致の話がありましたっけね。これ、この間の質疑のときも深田議員のほうからちょっとあったんですが、ちょっと気になったのが、沖合停泊をするような大きい船のところにも勧誘に出かけましたよと。ただ、そこの沖合から今度はこっちへ来るのは、その大きな船が持っている船で来る場合もあるし、お迎えに行つてあげる場合もあるし、いろんなケースがあるんだろうけど、その辺のところも多分検討してはいると思うんですが、これは明確にしておかないと誘致に行ったときに話がうまくつながらない。今思ったもので、その辺のところ、細かく聞きたいなということと、検討なん

かもしてほしいなど。

それで、今度は停泊して中へ入るとしたら、どこへ着岸してどういう展開を図りたいのかな。もちろん、選定のときは、それは言っていると思うんですよ。こういうふうなメリットがありますよと言うておりませんか。そういうのが、そこまでしっかりした話があるんだったら聞かせてもらいたい。

というのともう一つ、同じ関係なんだけど、今、誘致に行って、もし、そうか、それじゃ、その時点で、いいな、これ、それじゃ、決めるよってやったら、実際にその船が来るのがいつごろになるのかというのを部長さんから。

○久保山大井川港管理事務所長 まず最初に、大井川港に入れない船にもフォローアップというか、PRしているよというところの部分でございますけれども、近くに清水港、御前崎港というのもございまして、観光コンテンツといたしますか、今、清水港の大半が東部のほうへ観光ツアーに行く方が多いと、富士山を見に行くよということが主だというのは聞いておるんですけども、それが、大井川港に入れないからではなくて、清水港に来た観光客の方も、大井川、焼津、今、新しく日本平久能山スマートインターチェンジもできましたし、そういうことで呼び込もうということのPRは、当然やっていくのは効果があると思っております。

その中で、焼津市に足りないではないんですけど、もう少し磨きをかけたほうがいいよというような観光コンテンツ、工場見学であったり、そういうところをもう少し工夫をすれば、そういうお客さんも焼津市に来やすくなるということで、そこは積極的に我々も、入れないからだけではなくて、ほかの港に着いた観光客も呼び込もうというのが1つの狙いとしてあります。当然、漁泊というか沖泊ということも可能ではありますので、中に入れなくても、そういうことで宣伝はしておく必要もあるなど思っております。

次の、沖泊に必要なテンダーボートというのは、一応、船のほうに備えつけになっております。また、それがお客様にとっては、旅なれている方が多く、そういうのを使ったテンダーボートで港に着きたいという方がいるということを知っていますので、それも1つの売りになるのかなと思っております。

それと、今、考えている岸壁ですが、公共北岸壁、焼津市の倉庫、今、上屋を持ってありますけれども、ちょうど噴水というか、滝のように流れている。あの部分に接岸をお願いしようとしております。

もう一つ、どれくらいの期間がかかるのかということでございますけれども、これが、ツアーというのはかなり先まで決まっているということでもありますけれども、日本の船3社の場合には、半年から1年先ぐらいのツアーというか、半年ぐらい前からツアーを売り出すということで、それぐらいの期間が要するのではないかとところです。外国船の場合は、2年ぐらい先まで一応ツアーが今、決まっているというのは聞いていますけれども、外国船の場合には、そういうツアー会社がツアーコンテンツをつくるというのを聞いていますので、そういうところにも働きかけをしていく必要があるのかなとも思っています。

以上です。

○杉崎委員 私もフェリー会社というか観光船会社をいろいろ、日本のも海外のも調べて

みたら、やっぱり2年はどうしてもかかるみたいですね。ツアーの選択をするのと、向こうもオリジナルの今度あれをつくらなきゃならないものだから、ストーリーというか、その売り出しのためという2年ぐらいかかるかもしれないということもあるものですから、ぜひ、せっかくこういうことが、大井川は港湾も持っているものだから、これをやるとうまくする。業務者に怒られちゃうけれども、焼津港ももし港湾の部分ができてくれば、今度、若干小さい船でも焼津港へ着ければ、今、イメージ、どこへ着くというのは湧いてこないけれども。そうなってくると、港湾を2つもつ市となると、大きなメリットもあるんじゃないかな。向こうは、どっちかというと貨物船になっちゃうんだろうけれども、そういった意味で、とにかく大井川で足がかりをつけて、今実際に少し貿易センターの中国木材さんのこっち側の人たちで入ってくるけれども、客船として入ってくると、今度、展開が少し変わってくるものだから、その辺を積極的に進めていただきたい。予算取りもたくさん取ってやっていただければなと思ったもので、今ちょっと聞きました。ぜひ、よろしく願いいたします。

○藁科委員 手短かに質疑をさせていただきます。3点。

歳入の4款2項1目の港湾漂着物等対策事業補助金なんですが、105万5,000円という金額が計上されているわけなんですが、歳出に当たっては、この金額はどのように支出されているのかなということをお伺いいたします。

それと、5款2項1目の財産売払収入、かなり高額な売却をされているわけなんですが、この売却は何件が対象になっているのか、また、どこの場所になるか。具体的に概略を説明していただければと思います。

もう一点は、386ページの中に海岸保全費の委託料という項目があるんですが、備考欄の中の詳細とはまた違うかと思うんですけど、委託料というものについて御説明をしていただければと思いますものですから、その3点についてお願いいたします。

○久保山大井川港管理事務所長 最初に、港湾漂着物等対策事業費でございますけれども、384、385ページの総務管理費のところの港湾施設管理事業費の中で執行をしております。処理工事費といたしましては150万7,680円、処理木材の量は150立法メートルほどを処理しております。

次に、売却ですが、その他不動産売払収入、6億円強でございますが、売却件数としては1件でございます。ちょうど南防波堤の市有地、富士ロジテック様の、中国木材がありまして、その南側になりますけれども。

○藁科委員 日本ホイストさん。

○久保山大井川港管理事務所長 日本ホイストさんが売却。

○藁科委員 その対象区域だけということですね。

○久保山大井川港管理事務所長 そうです。

○藁科委員 わかりました。

○久保山大井川港管理事務所長 386、387ページ、海岸保全費のうちの委託料でございますけれども、この部分は陸閘の設計と海岸堤防の長寿命化計画を策定した経費になっております。

以上です。

○藁科委員 ありがとうございます。了解いたしました。

○秋山委員 歳入のところですけども、港湾利用料が8,395万円幾ら、あと、港湾施設使用料が6,293万円幾らとあるんですけども、この港湾利用料が102件ということで、これがこれまでの推移といいますか、増加の傾向なのか、または減少の傾向なのか。それで、以前、利用料の単価がほかの港に比べて大井川港については若干高いというふうに伺ったことがあります。それが利用件数の伸びの障害になっているんじゃないかというような議論もあったかと思うんですけど、この利用料に関しての今の状況等を教えてくださいいただけますか。

○久保山大井川港管理事務所長 利用料の部分でございますけれども、昨年、平成29年度と比較をいたしまして、若干、件数としては2件増えておりますけれども、利用料としては200万円ほど減っております。これは、入港する船の船舶数なども影響しますけれども、平成29年度と比較しても同じような、量としては30隻ほど増えておりますけれども、利用料としては若干減っているという状況でございます。

済みません。申しわけないんですけど、ほかの港との利用料についての単価というところでございますけれども、少しほかの港のほうの情報は得ていないので、どういう状況なのか、わからないんですけども、ほかの大きなというか、清水港とか御前崎港というのは、コンテナ船で入るような港で、あと、RORO船とか、トレーラーがそのまま船に入るような港です。大井川港につきましてはばら貨物といいまして、原材料をそのまま運んでくるとか、木材を運んでくるとか、鋼材をロールのまま運んでくるといった、荷がほかの港と少し違っておりますので、一概に。我々ももう少し勉強しなきゃいかんと思うんですけども、高いというのは我々の感覚としてはまだ少し持っていますので、もっと勉強していきたいなと思っていますけれども。

○秋山委員 了解です。

○増井委員 歳入のほうなんですけれども、1款1項2目の工事発生材売払収入の件なんですけど、非常に予算のほうと収入のほう、こちらのほう、かなりぴったりに近いほど合っていらっしゃると思います。そこで、私、ちょっと気になったのは、比較的、川の売り払いの部分についてというのは、結構安定した供給先があるのかな。ただ、海の部分の供給先って、用途を考えると限られてしまうんじゃないかなと思うんです。この限られた売り払い先というのは、ここ何年も数年にわたって同じように売り払いの部分を買っていただいているという業者であるのかなというふうに考えたんですけども、その辺は、業者の選定の部分があるんですが、どういうふうな形になっているか、教えてもらえればと思います。

○久保山大井川港管理事務所長 大量の土砂を買っていただいているんですが、どうしても塩分の部分が多少入っていますので、買っていただいている業者は、コンクリートをつくっている業者さんを買っていただいているんですが、1年以上雨ざらしにして塩分を抜いて、最終的にはまた、工場のほうで1回洗浄していただいて、それで、そこでふるい分けて、砂であったり砂利であったりというところで使い分けをして購入していただいているというところでございます。

入札につきましては、ほかにも、そこで1つに限るということではなくて、指名競争入札になりますけれども、何社かそこに参加されて、公正なというか、誰でもとれるような形の入札をさせていただいてというところでございます。

○増井委員 了解しました。

○須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第18号「平成30年度焼津市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○須崎委員長職務代理 議第77号「令和元年度焼津市港湾事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 歳出で、まず、委託ではなく負担金、補助及び交付金に組み替えたということなんですけれども、組み替えた背景とといいますか、理由を。

それから、大井川港客船等誘致委員会の組織の構成について教えてください。

○久保山大井川港管理事務所長 まず最初に、負担金、補助金へ組み替えたものについて説明させていただきます。

この県の補助金ですけれども、直接、行政組織ではなくて、客船誘致にかかわる、そういう団体への補助金となっておりますので、県が直接その団体に対して補助金を支出するという形になっております。市のほうも、我々のほうも補助金として大井川港客船等誘致委員会のほうに補助金を出して、ファミトリップ事業を行うというような仕組みになっております。

大井川港客船等誘致委員会の構成でありますけれども、事務局は市が行っておりますが、中の会員としては、大井川港振興会の中から大井川港近郊地区内の企業の方、それと大井川商工会の会長、大井川漁協の協同組合の組合長、大井川港桜海老商業協同組合の理事長、あと、焼津市観光協会の事務局長などにも入っていただいて大井川港客船等誘致委員会というのを構成しております。

以上です。

○秋山委員 まず、委託から補助金へという節の組みかえなんですけれども、委託という市が主体になってその団体に事業を本当に委託するということだと思うんですが、補助金という位置づけになりますと、その団体が自立的といいますか、団体の活動を、市が団体の自立を補助するというようなところを目指しながら補助するというふうな性格の違いがあると思うんですけれども、それにもかかわらず事務局は市がやっているという、事務局を市に置いているということですね。結構、市のいろんな委託とか補助とか、こういった団体の事務局を市がやっているとかということが、ほかにも幾つかあると思うんですけれども、その辺、市が主体になって委託しているものではないというようなところというのは、委託から補助って名前が変わっただけじゃなくてスタンスも変わるんだというようなところは認識されているとは思いますが、少し事務局の仕事としてどういう仕事をされるのかとか、その辺も教えてください。

○久保山大井川港管理事務所長 それこそ、秋山委員が今おっしゃられたことというのは、当然、我々もそういう補助金ということで出すものですから、大井川港客船等誘致委員

会の中でそういう盛り上げていくではないんですけれども、ちゃんと主体性を持って客船誘致というところへだんだん向かっていくような形というのが、当然、委員もおっしゃっている、主体性を持って外部団体としてしっかり支えていくという立場が事務局の立場だと思うんですけれども、その部分は、一緒に今、またつくり上げていくような。今、外部団体の方に入っていて、いろいろな声もいただいているものですから、少しずつ、そういうことで事務局も、事務局だけがやるのではなくて、その部分は委員と同じような考え方を持っていますので、しっかりその部分はこういう事業を通じて、大井川港を拠点としてということで面々が入ってもらっているものですから、その部分、つくり上げていきたいなと思っていますけれども。

○秋山委員 了解です。

○須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第77号「令和元年度焼津市港湾事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○須崎委員長職務代理 議第86号「平成30年度社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)(明許繰越)大井川港胸壁整備工事(第2工区)請負契約の一部を変更する契約の締結について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 1つ確認なんですけれども、これまでこの議案を説明されたときに、杭を3本というふうに伺っていたかなと思うんですけど、今の説明ですと4本ということですが。

○久保山大井川港管理事務所長 4本です。

○秋山委員 4本なんですか。わかりました。

○藁科委員 それでは、中へ入っての質疑をさせていただきますけど、今回、4本増工となっている。1工区、2工区に工事を分けた関係は、工期の関係等があって、そういう事業の執行になったわけなんですけど、鋼管杭のオーダー製作に、多分S K K 490を使用していますので、多分オーダー製作になるかと思います。そうした場合、今杭打ち作業が始まっているかと思いますが、今後の工程に対して影響はあるものかどうなのか。2月1日の完了になっているかと思うんですけど、杭の製作が、もし既製品であるものでしたらかからないと思うんですけど、これから契約されてオーダーをかけてやっていった場合、杭ですから、どちらかといったら、事業工程の中で先日の部長さんの説明の中でも、結局、基礎分の先行作業というような御説明でしたので、その辺の工程管理、どれぐらいオーダーでかかるものかということは、当然、掌握されていることと思うんですけど、工程に影響が出ないような今回の変更なのかどうなのか、その辺を、状況を御説明していただければ、その辺だけにつきまして御説明いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○久保山大井川港管理事務所長 鋼管杭につきましては、径もかなり大きいものですから

受注生産ということになっております。鋼管杭の増工部分につきましては、指示書等、仮契約のほうを結ばせていただいて、指示のほうは先行してさせてもらってはおりますけれども、正式には契約は議会の承認をいただいてということになります。

進捗状況でございますけれども、今回、9月末で、杭が一番金額的に高価なものになりますので、事業費ベースではございますが、約8割ぐらいが1工区については終わると。2工区につきましても、事業費の中では60%ほどを占めるということで、なるだけ今回、早目に変更契約を結びたいということでございます。

以上です。

- 藁科委員 最下部の一番重要な部分でもう一点出るんですけど、私たちが議員としてなったときに、標準説明書の中ではS K K 400の図面だったものですから、当然、前回の契約のときに気づいていればよかったんですけど、その辺も変更になっている部分もあるわけなんですけど、オーダーだということで指示書が出ているということではありますが、S K K 400と今回のS K K 490の使い分けはどのように現場でされているのでしょうか。
- 久保山大井川港管理事務所長 詳しくは、また、もう一回調べさせていただきますけれども、今やっている現場につきましては、耐震性の問題で液状化のおそれがあるというものも1つ、それで今の杭の構造になっておりますので、そのあたりで今、何か変えたというような、私、認識がないものですから、もう少ししっかり調べますけれども、その辺、液状化対策であったり、耐震とかというところで材質というのは決定しているというふうには私は認識しております。
- 藁科委員 ランクを上げての高規格だものですから、当然、理由があって変えているものだと思います。どこか岸壁の1.2キロ区間になりますかね。あの区間でいろんな、当然、過度な設計になってはいけない、施工になってはいけないという中で、事務所のほうでしっかり内容を精査しながらの執行かと思うんですけど、内容が変わっているなというのを、こういうものをいただいてからさかのぼって見ましたら違っていたものですから、どこかでそういう一番重要な基礎の部分というのが変更になっているんだなということと、先ほども言いましたように、製作オーダーの事業になる場合、工期にどのように影響があるかな。一日でも早いそういう対策を、工事を進めていただくことが今回の目的でもありますので、工期に延長がないように管理をしていただければ一番よろしいかなと思います。工期の進捗に当たっては、また、適切な管理をお願いいたします。
- 杉崎委員 初歩的なところで、杭の追加って話と、今、ちょうど、藁科委員のほうから話があった、杭が変わったんじゃないかというの、ここはまた調べておいてもらいたいんですが、1工区と2工区の予算として取りましたよね。これの今言っている杭というのは、どこに打つの。この間、説明を聞いたときと、私、今聞いているのとちょっと違うように思ったものだから。先の工事のところへ打つ。要するに、基礎の部分をやるよって聞いたんだけど、その先というのは2工区のことを言っているんですか。
- 久保山大井川港管理事務所長 2工区の部分の次の、今度は次期やる予定部分のところの先の部分へ打ち込みをするということでございます。今やっている工事のコンクリートの部分が、10メートルぐらいを1スパンで鉄筋を組んでという施工をしておりますけれども、その部分をどうしても短くとかというのはやりにくいということで、杭の部

分は先行して次期の施工部分についても打ち込みができるということで、今回は次期の施工分の2工区の先の部分に打ち込みを4本させてもらうということにしています。

- 杉崎委員 契約で1工区、2工区ってやったよね。2工区じゃない、契約していない部分をやっているということですか、今。やっているって、杭を打ったということですか。
- 久保山大井川港管理事務所長 これから2工区の先の部分の杭を打っているじゃなくて、打とうという契約を結ぼうということでございます。

○杉崎委員 それ、ちょっと理解できないんだけど、1工区、2工区って入札でやりましたよね。それ、極端なことを言うと3工区目の話になりますか。だとすると、契約外の仕事になっちゃうよね。

○増田建設部長 参考資料のほうを、17ページ、18ページでございますのでごらんいただけますでしょうか。それこそ、1工区、2工区がございまして、2工区から事務所へ向かって工事を進めております。構造としましては、杭の上に胸壁を築造するというようなものですので、作業順序としては、まず、杭を打ち込んで、その上にコンクリートの胸壁を築造するというような手順になります。ですから、2工区の今、終点、19.18という、ここまではAの横断図のとおり胸壁まで立ち上がりますが、胸壁は、例えば、10センチ刻みと違って構図物が大きいものですから、そういうことができないもので、杭を、基礎工だけをまず先にやると。ですから、この先、黒い塗り潰した丸があるんですけども、その先の杭を4本打ちますよということなんです。

それで、お金があれば、この上へまたこういったコンクリートの胸壁を普通ならつくるんですけども、そのお金まではないので、杭だけを先に打っておきますよということなんです。当然、変更ゾーンになりますので、工区としては、杭を打ったところまでが2工区が延びたというような理解になります。

以上でございます。

○杉崎委員 それじゃ、2工区の最初に計画した工区の延長をやる。

○増田建設部長 そういうことでございます。

○杉崎委員 一緒にそれを言ってもらわないかん。そんな契約外の仕事、あるかよって、今聞いていて、この間、そう理解したんですよ。今、そこがないということは、それはないだろうって思った。だとしても、私、懸念することなんですけど、ここ、液状化って最初からほぼわかっている、業者によっては、やっぱりそれを言っている人がいたわけですよ。ここが埋め立てであるし、掘ったところでもあるけれども、土盛りしてある。液状化はあるだろうということが想像できたとしたら、それ前の、要するに、予算をしたり向こうから出してくるときに、そこも加味してやりますねというこちらの受け側、発注側としてはそういうことも確認をとってやっていかないと。

今回の場合、イメージが違って、先の部分だから余分にかかるのはあるんだけど、今後のことで、もし、決められた中で発注をかけるときは、そういうところをやっておられるでしょうが、しっかりやっておいてもらいたい。要するに、補正予算がこういう工事関係で出てくるのは、イメージとして多いな、金額的にもちょっと大きいなというのを感じているものですから、その辺はびっちりやっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○秋山委員 今のやりとりを聞いていまして思ったんですけど、じゃ、つまり、工区の範

困がこういうことで延びたということになると思うんですけど、じゃ、なぜ延ばす必要があったかということなんですよ。4本、杭を打つことになった、その背景というのが、これまで、きょうの話には出てきませんが、事前にヒアリングといいますか、聞き取りをしましたときに、入札差金をうまく有効活用するんだというようなお話でしたよね。そこをもう少し詳しく聞きたいんです。

そこで、例えば、入札差金が生じなければ、この工事は追加でということもなかったわけですし、契約の変更というものもなかったわけですよ。そういうことになるんでしょうか。

○久保山大井川港管理事務所長 入札差金といいますか、今回のこの津波対策の胸壁整備工事については、点ではなくて線で1.2キロを整備しようというものでございます。少し例えで申しわけないんですけども、橋梁とか建築物、建物とは違いまして、線ですとつないでいこうというものです。今回、国から3億5,000万円、事業費としていただいて、それが平成30年度予算でいただいております。それを今回、入札差金が出て返すのではなくて、でき得れば線として整備をしていかなきゃいかんということで、事業進捗を図るためにその分も使わせていただいて先に延ばしていくと、2工区の手前、延長物ですので、そういう費用として使わせていただくということです。それが1億5,000万円以上の契約変更になりますので議会の承認をいただいとということで、今回、議案として提出をさせていただきましたということでございます。

以上です。

○秋山委員 そうしますと、もし、今回は線だったのでそういうやり方になったんですけど、これが線でなく点事業であった場合は、参考に教えていただきたいんですが、そういった場合の国からの補助もあり、それが入札で差金が生じた場合というのは、どのように対処されるんですか。

○増田建設部長 それこそ、例えば、何か1点物というか、橋梁なら橋梁と、橋梁は延ばししようがありませんので、橋梁工事をやって補助金をいただいたような場合でしたら、もちろん橋梁も1年ではできませんので、1年、2年、長ければ3年かかるということになります。そういう場合には、先ほど、杉崎委員からありましたように、要は、金額の精査を非常に厳しくやると。当然、何年かやっておりますので、工法等、変更はございませんので、そういう中で、まず、第1段階としては、金額の精査を一生懸命やるということが第一でございます。それで見越してお金をいただくこと。

現在、今までとは違って、交付金という形でよくパッケージとか、そういう1点物、今までは補助金というと、その1点のその橋梁以外にはどこへも持っていきなかつたんですけども、パッケージと申しまして、例えば、この橋梁とこっちの橋梁を1つのパッケージで補助金をもらっているとすれば、ここで使い切れないお金は隣の橋梁へも持っていけるというようなことはございますので、1つは、そういった補助金の整備事業の中のパッケージという中でお金を動かすことがございます。

最終的には、本当にその1点でしかお金が使えないということになりますと、今度は逆に、余分にもらい過ぎないようなお金の要望というのをしてまいることがございます。それも、長い経験とかそういうもの、もしくは国への陳情や県の担当者との打ち合わせの中で、今回は厳しいから、例えば、100を要求しても80しかついてこないよとか、そ

ういったことがある程度わかっている場合は、100を何とかうちのほうへ持ってきてほしいというお願いをする中で、これは最終ですからということで満額をいただくとか、もしくは、遊びの部分で、単費を調整の中で、端数が足りない、例えば、50万円は市単独費を入れてやろうというような調整を図ってやっているのが通常でございます。

以上でございます。

- 杉崎委員 今で、また、同じような話になっちゃうんだけど、もし、特定財源的な要素が濃いというか、これは完璧にその類いなんでしょうけどね。そこで、差金が出ているよ。差金が出ているとなると、それじゃ、もう少しやっておこう、これ、返しちゃうよりも。特定というか、されているものだったら、本当にそういう状況が出てくると思うんだけど、今後のことですけど、じゃ、また、これで3区、4区をやるのか、3区間だけでやるのか、わからないけれども、そのときにやって、いや、差金が出ているぞ、じゃ、もうちょっと先までやろうというふうにやっていたら、これは、悪い意味で言うんじゃないんだけど、先に工事が進むことはいいことだけれども、契約という中で、そうすると入札した会社が安い金額をかけておいて、どうせ余ると、余りゃ、また延長すりゃええじゃねえかという発想、こんな発想、ちょっとまずいかもしれんな。悪く考えると、そういうこともできちゃうじゃんね、今の話でいくと。違うのかね。

今、工区の2工区を延長したわけでしょう。そうすると、本来、3工区として計画する、4工区として計画するということへ入ったわけじゃんね。次の期間の部分はもっとたくさんできるからいいんだけど、今度、次にここの業者をまた入札、全部が決まっているならいいけれども、新たに入札するとなったときに、同じところでもいいや。若干、そういう安目にしても、どうせ、いいよ、また、延長すりゃいいんだからというね。悪い言い方をすると、そういうところへ行っちゃうと思うんですよ。なので、その辺の精査というの、もう少し厳しくしていただきたいと思うんですが。市のお金が大量に出ていくとか、そういう意味じゃないものだから、責めてもらわんとという意味じゃなくて、やっぱりそこはびっちりやっておかないと、業者との契約ってそういうものだろうな、お金の使い方ってそういうものだろうなというのは、しっかりやっていただきたいと思うんです。どうなんですかね、その辺。また、今後もこういうことはあり得るって考えていいんですか。

- 増田建設部長 済みません。杉崎委員の真意がちょっとわからないんですけど、入札差金が出たということは、競争が正しく行われてお金が安くできたということだもんで、それは大変喜ばしいことでございまして、手続的にも大変公平公正であったということでございます。残ったというか、運よくお金が安く済めば、その先の線であればその先を、お金を返すよりは延ばしたいというのは当然のこととございまして、それ自体は決しておかしいことでも何でもなくて、通常、当たり前のように行われていることでございます。

基本的には、暗黙というか、基本的には3割以内という増工のルールがございまして、あれで倍の仕事をやってしまうとか、そういうことはございまして、例えば、非常にとんでもないお金が何らかの形で余るといって変ですけども、どこかに出てくれば、それが3割を超えるようなお金であれば、通常は新たな3工区として発注するという形になります。ですから、当初言われた、お金が余って先へ延びるといって自体は、

市にとってもある意味、喜ばしいことをございまして、手続としても公平公正でありますので、それをなくすというよりは、それは手続き上あってしかるべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

- 杉崎委員 それはわかるんだけど、3割になったら、今度は低入札の話になっていっちゃうものだから、そうじゃなくて、その範囲内の中で、例えば、自分たちが入札をかけるよ、でも、多分、市が持っているお金はこれぐらいあるよ。市がというか、国からの分があるよ。残りがあれば、きっとこの工事はまた我々が受けるよということになれば、ずっと工期を延ばして、市にとっちゃありがたいことなんだけど、そういうやり方をしていたら、しまいには20工区まであるんですよね。100工区まであるのかもしれないけど、その100工区部分はどんどんどんどん延長していきや、なくなっちゃうわけじゃんね、予算なので先へ先へ先へって進んでいくから。それが、そうすると、どこかの企業が落としたときに、安目に落としても、全然自分たちが損はない。どうせ、入札して言った金額よりもたくさんの工事ができるという、今そっちのことに言ったんです。市にとっていいことなのは、もちろんいいことなんだけど、果たしてそういうことが商取引上というか、今までもそうしてきたというけど、そうしてきたことが正しいことかどうかというのは、疑問だなって思ったんですよ。

要は、今言ったように、これだけの長さの工事をやりますって約束をして受注したわけでしょう。この金額、例えば、今言った1億円だとする。1億円もしないけど、1億円だとする。そうしたら、8,000万円で落とした。2,000万円分、残っているじゃんね。いいや、2,000万円分、また、延長がどうせあるからと、2,000万円分の工事をやったら、1億円の工事をやったことになるわけでしょう。それだけ分の工事をやってくれたんだけど、広く。でも、そうしていったら、今の考えでいきや、予算で持っている部分は、全部消化していこう。それが悪いというんじゃない。そういうやり方が正しいのかどうかというのは疑問な話だ。

残しちゃったら返してもいいかって、今、そういう案は持っていないんだけど、そのやり方をしていたら、言っている意味、わからない、違っちゃっているのかもしれないけどね。決して、悪い意味で言っているんじゃない。ただ、決まり事の実際の工事って、幾ら線であろうが、ここまでやりますよと言ったものを、ここまで、私、8,000万円やります。そうしたら、予算上、1億円あった。じゃ、2,000万円分を、それじゃ、そのお金、国に返しちゃうなら、また、やりましょうというやり方をやっていけば、どうなるかな、それ。そうすると、例えば、次に入札をかける企業がいるとするじゃんね。そうしたら、その企業も同じようなやり方をしてくる。入札はやらないんだよと、随意契約で行っちゃうんだと。どうせ、こういうのって1つの工事を会社がやれば、次の会社がやりや、また、工法が変わっちゃったら困る。工法は変わらないにしても、設計があるから、若干の違いが出てきたり、そこで得たノウハウをこちに活かさない場合もあるからね。できりや、同じところでやってもらいたいと思うんだけど、何かちょっと腑に落ちないんだな、そこが。

- 増田建設部長 今言われましたように、例えば、1億円の工事を8,000万円で作るということになりますと、当然、私どもの積算よりも2割安い金額でやっていただけるわけ

でございますので、追加で、例えば、総工事費が1億円になってしても、その入札の割合、要は、8掛けの金額でやってもらえるわけですので、業者にとっても、パイが膨らんだというメリットはあるかもしれませんが、それだけお金が出てくる話ですので、利益も若干の上乗せはあろうかと思いますが、しよせん、1割、2割の範囲内でございます。特段、それを予定されていたとおりに延びたところで、それは世間一般に、常識的にそういうことは多々ある話で、何ら問題がないというふうに認識しております。

以上でございます。

○須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第86号「平成30年度社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)(明許繰越)大井川港胸壁整備工事(第2工区)請負契約の一部を変更する契約の締結について」は全会一致、可決すべきものと決定

○須崎委員長職務代理 以上で建設部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩(10:52~11:01)

○須崎委員長職務代理 会議を再開する。

都市政策部所管の議案の審査に入る。

議第80号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)  
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第80号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○須崎委員長職務代理 議第83号「焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

○須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○藁科委員 確認をさせていただきます。第7条抑制区域の関連になるかと思うんですが、例えば、この区域が近隣行政区と隣接したり近隣の行政区内での状況になった場合の調整が当然必要になるかと思うんですが、その辺の処理というか、対応をどのようにされていくのか、どのようにお考えになっているのか、ここでいきますと近隣というと藤枝市と静岡市になりますかね、ほかにはないかと思うんですけど、そういう行政区

にまたがる、または隣接した場合の対応の仕方、どのように処理されるか、確認させていただきます。よろしくお願いいたします。

- 杉山都市計画課長 ただいまの御質疑でございますが、近隣市との調整、あるいは近隣市における太陽光発電等の設置についてであります。それぞれ焼津市も条例を制定いたします。藤枝は条例を制定いたしました。それから、静岡市についても条例制定したというようなものがありますので、各自治体ごとに制度に沿った形で事業を実施していくことで、適正な環境が保たれているというふうに考えております。

以上でございます。

済みません。静岡はまだ制定しておりません。申しわけありませんでした。

- 藁科委員 状況的にはそのように当局としてはお考えになっているわけなのですが、やはり当事者間で細密にわたるそのような確認がされた中で計画が実施されるように、もしくは、他行政の中で実施されるようなことの確認もまた必要かと思っておりますので、この条例に合わせてその辺もお含みおきしておいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 杉崎委員 単純なことをお聞きします。執行するのに令和2年の1月1日、これは猶予期間とかの問題があるんだけれども、この間に出されて、そういう開発とか、期間があるからあれだけど、出されたのを基準にしていくと、まだ、この法の執行前だもんで、早くしてくれ、早くしてくれということがあった場合、何をもって、もし、断るなら断るのかなというのを思ったので、教えてください。

- 杉山都市計画課長 まず、条例制定前の駆け込みということだと思んですけども、今、太陽光発電、焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例というのは、一応、規模だとか抑制区域を定めております。それで、これの審査の内容なんですけれども、土地利用対策委員会の幹事会という会が一般的に行われます。その中で必要な事項をちゃんと審査をしてやっていくということをやっていますので、早くやってくれと言ったからといって、それを早くするとか遅くするとかということはありません。

以上でございます。

- 杉崎委員 それじゃ、単純に考えて、もし、そういうのが出されて、普通のやり方で審査をしていけば、この日を迎えてしまうと、そうしたら、これをもって、これを理由に、こういうふうに該当しちゃうものはできませんということが出来るわけですよ。

- 杉山都市計画課長 今、この条例につきましては、一応、審査、事業着手前の60日前までに事業計画を提出してくださいということにしております。そうしますと、1月1日ですので、11月以前に提出しないと、この条例の制定に沿ってやっていくものになってくることとなります。それで、今のところ、そういった相談はございませんので、それについてはいいんじゃないかなというふうには考えております。

- 杉崎委員 ありがとうございます。

- 増井委員 第7条の件なんですけれども、抑制区域、こちらのほうは施行前に具体的に抑制区域を指定されるという解釈でよろしいのでしょうか。それとも施行後に事業内容の申請があった場合に、ここは実際に抑制区域なんですよとか、そういった判断を改め

てされるのか、事前なのか改めてなのか、この辺をお聞きしたいんですけど。

- 杉山都市計画課長 本条例につきまして抑制区域をうたっているんですけども、この条例とあわせて規則を定めることとしております。その規則の中で、この抑制区域、具体的にこういった区域ですよという区域を11区域定めておりますので、条例制定とあわせて規則の中で同時進行として抑制区域も具体的にあらわすということになっています。

以上でございます。

- 増井委員 承知しました。

- 秋山委員 今の11区域は規則で定めるということなんですけど、それは、ホームページ等でもきちんと公表されるということでしょうか。

- 杉山都市計画課長 条例制定とあわせて条例のほうも、それから規則ともにホームページ等で公表することになります。

以上でございます。

- 秋山委員 あと、先日、質疑でいろいろお答えいただきまして、さまざまこの条例に書かれていない部分でも、市民生活を守りバランスよく再生可能エネルギーを進めていけるというような効力を発揮できるということも確認できたんですけど、他の議員から、ここで言っている再生可能エネルギーが太陽光と風力ということなんですけど、それ以外についても何らかのこういったルールといいますか、その辺はどうなんだろうかとということを聞かれましたので、お願いします。

- 杉山都市計画課長 再生可能エネルギーと言われるのは、国の法律では太陽光、それから風力のほかに、火力とか、あと地熱、バイオマス、こういうところが再生可能エネルギーと言われております。そして、自然環境を大きく破壊するのではないかとというのは、このうちの太陽光、それから風力発電ということになろうかと思うものですから、まず、当面はこの2つについての条例を制定することになっております。

それから、今後、ほかの再生可能エネルギーでも環境破壊等が発生するような、事案発生するのであれば、また、その際には条例の中を改正するとか、新たな条例を制定するとかという形をとりながら環境保全に努めていければと考えております。

以上でございます。

- 秋山委員 了解です。

- 須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

- ◇採決の結果、議第83号「焼津市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 須崎委員長職務代理 以上で都市政策部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩（11：17～11：19）

- 須崎委員長職務代理 会議を再開する。

水道部所管の議案の審査に入る。

認第19号「平成30年度焼津市水道事業会計決算認定及び剰余金処分案について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 この決算書の4ページのところに水道事業剰余金処分計算書案というのがありまして、この剰余金をそれぞれ積み立て、そこにというように表が載っているんですけども、この数字はどうやって決めていくのか、背景とといいますか、どのように判断してこういう数字になっているのか、教えてください。

○織原水道総務課長 御質疑にお答えします。

減債積立金の積立額ですが、当年度純利益が4億626万4,722円となっていて、その20分の1を減債積立金として積み立て、その残りを建設改良積立金に積み立てるということにさせていただいています。

以上です。

○秋山委員 20分の1というのは、そういうルールがあるということでしょうか。

○織原水道総務課長 平成26年度に公営企業の会計の法律が変わったんですけど、その前から減債積立金に20分の1ということ積み立てていたので、そのまま20分の1を使って積み立てているという状況です。

以上です。

○藁科委員 15ページのところに業務という項目がございまして、年間給水量と年間有収水量ですか、との数字が出ていますが、ここに数値的な差が出ていて、これをどのように理解しているのか、内容について御説明していただければと思います。

○榊原水道工務課長 有収水量の関係ですけれども、要は、その差というのは一般的に漏水の部分に入っております。そして、92.2%につきましては、平成29年におきまして、静岡県内では一番漏水の少ない数字となっております。ですから、まだ漏水率は漏水が非常に少ないということになっております。

○藁科委員 今、課長さんから御説明を受けました。結局、適切な更新管理が行われているという考え方でよろしいんでしょう。今後におきまして、その辺の管理が継続的に、当然のことながら必要だと思いますけど、今御説明いただきましたように、漏水率がよく管理されているよということの数値をより高めていただけるように、また、今後とも管路の保全に当たっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第19号「平成30年度焼津市水道事業会計決算認定及び剰余金処分案について」は全会一致、認定及び原案のとおり可決すべきものと決定

○須崎委員長職務代理 議第84号「焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 須崎委員長職務代理 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 指定が5年更新に変わっているということなんですけれども、その背景はどんなようなものがあったのか、教えてください。
- 榊原水道工務課長 水道法の改正に伴いまして、今までは指定工事店につきましては、更新というものがされていなかったものですから、今まではずっと、例えば、指定工事店の指定をとれば永久にずっと指定工事店という扱いになっているんですけれども、それでは国のほうからも管理する上でも非常に好ましくないということで、5年に一度の改定に変わりました。一応、水道法にかかわるものです。

以上です。

- 秋山委員 そうしますと、今指定事業者になっているところは、これまで一度も更新とか、そういうことはなかったもので、この公布の日からということになるので、一度更新の手続を経るといいますか、それを受けるとということになるんでしょうか。
- 榊原水道工務課長 その辺につきましては、現在、給水指定工事店、約237社あります。今回、新しく更新をしなければならないのは、来年の9月30日までに更新を済ませなければならない業者、その翌年と、要は、5カ年にわたって更新をしていかなきゃならない業者が出てきます。よって、来年の9月30日までに新たに更新が必要となるのは約50社程度になります。
- 秋山委員 じゃ、5年にわたって237社が順番に更新手続をするというふうに理解すればいいですか。
- 織原水道総務課長 ですので、来年、約5分の1の業者が更新します。その翌年、5分の1、5分の1、5分の1となりまして、また、今度、このやつが5年後に更新していくと。なので、毎年更新をしていくということになります。
- 秋山委員 了解です。
- 須崎委員長職務代理 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第84号「焼津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 須崎委員長職務代理 以上で水道部所管の議案の審査は終了した。  
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。  
これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会（11：58）